

## ● ご参考資料

弊社代表取締役 土井 万二執筆の「電子公告調査機関として」が、「月刊 登記情報 2005年11月号」（社団法人金融財政事情研究会刊）に掲載されました。

登記情報528号 2005.11

### 実務の現場から

#### 電子公告調査機関として

会社の公告方法に「電子公告」が導入されてまもなく1年が経とうとしている。「電子公告」とは、インターネットのホームページに掲載する公告方法である。従来の紙媒体の官報や日刊新聞紙であれば、一度公告を掲載すれば、その日の紙面等が物理的に存在し、公告があったという事実を証明することは容易である。しかし、電子公告の場合は、ある一定期間継続してホームページ上に掲載する必要があるが、その期間継続して公告した事実を証明するものは何も残らない。そのため、適法な電子公告があったことを第三者が調査し証明する仕組みが必要となり「電子公告調査機関」制度が創設された。

私は司法書士業務の中で、会社の行う公告の重要性を認識し、この調査機関制度に強い関心を持っていた。そこで、この調査機関として起業することを決意し、晴れて本年6月10日に法務大臣の登録を受けることができた。

調査機関の主な仕事は6時間に1回以上の頻度で、公告情報をインターネットから取得して公告元情報と比較しその同一性を判定することであ

る。また、「法務省電子公告システム」への報告義務がある。このホームページでは、現在電子公告を実施している会社を検索することができる。

掲載情報は、各調査依頼会社が自ら決定するが、公告根拠条文や公告期間の誤りが散見される。司法書士の職業病のせいか、公告の根拠条文や掲載期間、公告文等がつい気になってしまう。調査機関自体は、会社からの依頼に基づき、掲載された公告をチェックすれば、内容等については免責される。しかし、この制度を普及させるためには、調査機関としてただ単に公告情報の一一致をシステムが判定するのではなく、法務省電子公告システムで公開される情報のチェック、公告文のチェックなども行う必要があると感じる。特に公告期間の誤りは、公告そのものの有効性を覆しかねない重要な要素である。適切な電子公告を実施していくためには法的なミスは許されない。改めて身が引き締まる思いである。

これから徐々に普及していくであろう「電子公告制度」に微力ながら貢献できるよう努めていきたい。

(司法書士 土井万二)

## 月刊 登記情報

第45巻11号(通巻528号)平成17年11月1日発行(毎月1日発行)

■編集人／高橋 仁 h.takahashi@kinzai.or.jp ■発行人／倉田 勲 ■発行所／社団法人金融財政事情研究会◎  
廣見香枝 k.hiromi@kinzai.or.jp

■編集／登記情報編集室 Tel.03-3355-1713(直) Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp  
■住所／東京都新宿区荒木町2-3 〒160-0007

■販売／株式会社きんざい ■本社 東京都新宿区南元町19 〒160-8520  
申込先 Tel.03-3358-0019(直) Web http://www.kinzai.or.jp/  
■大阪支社 大阪市中央区淡路町3-3-7 興和淡心ビル 〒541-0047 Tel.06-6222-5291  
■名古屋支社 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル 〒460-0003 Tel.052-211-1661  
■福岡支社 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル 〒810-0001 Tel.092-761-1511

■印刷所／文唱堂印刷株式会社 Printed in Japan